

## 学校栄養職員の栄養教諭免許状

(栄養士又は管理栄養士の免許を有する方の栄養教諭免許状)

免許状の種類

- 栄養教諭免許状（１種、２種）

根拠規定

- 免許法附則第１７項

取得方法

- 栄養士又は管理栄養士の免許を有する方が、学校栄養職員としての在職年数と必要な単位を修得し、栄養教諭免許状を取得する方法は、<表５６>のとおりです。

（現に学校栄養職員として勤務している方に限ります。）

（既に栄養教諭の免許状を有する方は、<表５６>を適用できません。）

<表56>

取得しようとする免許状			1種免許状	2種免許状
所 要 格	基礎資格		管理栄養士の免許を受けていること	栄養士の免許を受けていること
	在職年数		3年	3年
	最低修得単位数の合計 (ア)+(イ)		10単位	8単位
欄	科目	含めることが必要な事項		
第 2 欄	栄養教育に係る科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	左のすべての事項にわたること	左のすべての事項にわたること
		幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
		食生活に関する歴史的及び文化的事項		
		食に関する指導の方法に関する事項		
最低修得単位数 (ア)		2単位	2単位	
第 3 欄	教育的理解の基礎となる科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	1単位以上	1単位以上
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1事項以上 1単位以上 (注)の4参照	1事項以上 1単位以上 (注)の4参照
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	(注)の5参照	(注)の5参照
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	1事項以上 1単位以上	1事項以上 1単位以上		
第4欄			総合的な学習の時間及び道徳の時間に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	1事項以上 1単位以上	1事項以上 1単位以上		
生徒指導の理論及び方法				
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	1事項以上 1単位以上	1事項以上 1単位以上		
第5欄	教育実践科目	栄養教育実習	1単位以上	1単位以上
最低修得単位数 (イ)		8単位	6単位	

(注)

- 「基礎資格」欄の1種免許状の「管理栄養士の免許を受けていること」には、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けている場合を含みます。
- 在職年数は、基礎資格を取得した後の学校給食法第7条に規定する学校給食栄養管理者(栄養教諭を除く。)での実務に限ります。
- 修得単位数は、基礎資格を取得した後に修得した単位数に限ります。
- 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」については、同欄の事項「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」とあわせた単位の修得でもかまいません。
- 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位の修得にあつては必須ではありませんが、修得することが望ましい。なお、修得した単位数については、第3欄の単位数として含めることができます。
- 「栄養教育実習」の単位数は、栄養の指導に関する特別非常勤講師として、1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者は、1年1単位の割合で「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目(教育実習は除く。)」の単位数を、これに替えることができます。  
なお、特別非常勤講師の期間の計算は、栄養の指導に関する特別非常勤講師として発令された期間を通算し、365日を持って1年とします。

※ 既に、栄養教諭の免許状を有する者はこの表を適用できません。